

丸山町会運営細則

第 1 条 (目 的)

この細則は、丸山町会会則第 42 条 (委任) の規定に基づき、町会の運営に必要な細則を規定します。

- (1) 町会の活動では、この細則を守り、住みよい「まちづくり」のために民主的な運営をします。
- (2) 町会は、政治、宗教などの思想・信条に基づく活動や営利を目的とした活動を行うことはできません。

第 2 条 (会員の権利)

会員は、次の権利があります。

- (1) 本会の取得したすべての権利を平等に享受する権利
- (2) 本会の役員を推薦し、推薦される権利
- (3) 各部の委員になる権利
- (4) 本会の役員・委員を解任する権利

第 3 条 (会 費)

会費は、1 世帯、1 月当たり 250 円とします。

- (1) 役員会は年度を限定した会費額の変更ができます。また、災害発生時の被害会員の会費を免除することもできます。いずれの場合も、直後の総会で承認を得なければなりません。

第 4 条 (加入及び退会手続きと起算日、会費の返還)

- (1) 本会に加入する会員は、「入会申込書」に記入のうえ、町会費を添えて、当該組長に申し出てください。
- (2) 退会する会員は当該組長にお知らせください。前納している会費については、退会者の申し出により、退会翌月から 6 カ月以降の前納会費分は返還します。
- (3) 申し出を受けた組長は、当該班長に連絡して下さい。
- (4) 班長は、「退会届」を町会事務所に提出してください。
- (5) 退会日は班長が作成する「退会届」の日付とします。

第 5 条 (総会の構成)

- (1) 総会は、全ての会員に出席する権利、表決権があります。
- (2) 総会は役員、班長、出席を希望する会員で行います。
- (3) 出席できない会員は、あらかじめ通知された議事について、「書面表決」をお願いします。
- (4) 「書面表決」した会員は、総会に出席し表決権を行使したものとします。

第 6 条 (総会付議事項)

- (1) 定期総会には、会則第 21 条第 2 項に定める事項の他、次の事項を付議し決議します。
 - ① 事業報告及び決算の承認

- ② 事業計画及び予算の承認
- ③ 会則第 9 条及び細則第 12 条に定める役員の承認
- ④ 会費の額の変更
- ⑤ その他、重要事項の審議。

(2) 但し、事業計画及び予算は、会則第 34 条の規定に基づきますが、予算決定時に想定してない事態が発生した場合は役員会と会長の決定で、新たな事業計画をつくり、予算を支出する事が出来ます。その場合は、直後の総会で報告し承認を得なければなりません。

(3) 総会の運営は別途定める「総会運営規定」に則ります。

第 7 条 (会長、会計、監事の選出)

- (1) 役員会は、総会で承認を求める役員のうち、会長、会計、監事の選出のため、役員会のもとに役員選考委員会を作ります。
- (2) 会長、会計、監事の候補者は、丁目別に行う役員・班長会議、会員による自薦・他薦、役員会の推薦を受けて候補者になります。

第 8 条 (選考委員会の設立と任務)

- (1) 役員選考委員は、丁目別に行う班長・役員合同会議で、各丁目 3 名選出します。
- (2) 役員選考委員会は、第 12 条で定める「選考基準」にもとづいて、候補者一人ひとりについて審査し、審査結果を役員会に報告し役割を終わります。
- (3) 役員選考委員会の運営は別途定める役員選考委員会マニュアルに則ります。

第 9 条 (役員選考基準)

- (1) 町会員である事の確認。
- (2) 他薦の場合は被推薦者の了解の有無。
- (3) 本町会の役員として、ふさわしくない行為があると認められる会員は候補者になれません。
- (4) 役員選考基準は、総会で承認をえる全役員に適用されます。

第 10 条 (副会長の決定)

副会長は、丁目別に行う役員・班長会議で選出し、役員会への報告・了承を得て、会長が総会に申請して承認をえます。

第 11 条 (副会長の任務・役割)

副会長は、会則に規定する役割のほか、次の任務を行います。

- (1) 会長が丸山町会の代表として出席を求められる会議・集まりなどに、会長の指示により会長代理として出席します。
- (2) 会長が招集する、丁目別の役員・班長会議、班長会議の運営に責任を持ちます。
- (3) 各丁目ですべて独自に行う班長会議が必要な場合、会議の目的を明確にして会長の承認を得て開くことができます。その会議内容を役員会に報告します。

第 12 条 (その他の役員の選出)

- (1) その他の役員は、丁目別に行う役員・班長会議の推薦、会員からの自薦・他薦、各部からの推薦をうけて、役員会で確認し総会の承認をえます。

- (2) 他薦する場合は、他薦される会員の了解を得てください。
- (3) 役員推薦は、役員選考委員会宛の「役員推薦届け」に必要事項を記載し、町会事務所に提出してください。

第 13 条 (役員)の責務)

- (1) 役員は、会則・運営細則の規定を守り、総会の決議にもとづいて町会の運営及び各事業の推進に当たります。
- (2) 町会役員は町会の運営、事業以外には使用できません。

第 14 条 (役員)の任期)

団地、マンションなど、規約で役員交代制を決めている場合は、その規約が優先します。

第 15 条 (委員)の任命)

- (1) 委員は各部に所属し、部会に出席し、町会行事・事業を役員と共にを行います。
- (2) 各部は事業を進めるため、委員を置くことができます。
- (3) 委員は、各部が役員会に申請し、役員会で審議して会長が任命します。任期は 1 年とします。
- (4) 委員の審議についても、第 12 条の選考基準を準用します。

第 16 条 (役員会と補助会議)

- (1) 役員会は、総会につぐ議決機関として、町会運営の基本となる会議です。毎月一回開き、町会の運営に必要な事項の決定を行い、町会の運営状況を報告します。役員会の決定事項は、総会に報告します。
- (2) 会長は、役員会に議題として提案・議決をえるために、三役会議、三役・部長会議、部長会議、役員・班長会議などの補助会議を随時行います。
- (3) 会長は、大きな行事や特別な行事・事業を行う場合、担当するための組織をつくり、役員会の承認を得ます。任務が終了したら、役員会に報告して任務を終了します。
- (4) 役員会の運営は別途定める「役員会運営規定」に則ります。

第 17 条 (専門家)の助言・指導)

町会の運営、事業を正確に迅速、円滑に進めるため、弁護士・税理士・社会保険労務士など、専門家の助言・指導を受けることができます。

第 18 条 (会議)の議長)

- (1) 各会議は、出席者より議長を選出します。
- (2) 役員会の議長は、会長または会長が指名した役員が担当します。

第 19 条 (部と役員)の配置)

- (1) 本会は、会則第 1 条に定める目的を行うため、総務部、広報部、防災防犯部、文化体育部、環境部、福祉部、婦人部、チームマルサイトを設置します。

第 20 条 (各部)の任務)

- (1) 総務部は、会議、文書事務及び組織強化に努めると共に他の部に属さない事業を担当します。
- (2) 広報部は、町会員に対する広報事業を担当します。

- (3) 防災防犯部は、町会員に対する防災、防火、防犯に関する事業を行います。「防災部会」、「防犯部会」を担当します。
- (4) 文化体育部は、町会員に対する文化・体育事業を担当します。
- (5) 環境部は、町内の環境改善事業を担当します。
- (6) 福祉部は、町会員の福祉関係の事業を担当します。
- (7) 婦人部は、婦人の事業を担当します。
- (8) チームマルサイトは、町会のホームページ作成・管理を担当します。

第 21 条 (部会)

- (1) 部会は部員、委員をもって構成します。
- (2) 部会の内容で、必要な事項は役員会に報告します。
- (3) 総会で承認を得たえた以外の新たな事項は、役員会の承認を得なければなりません。

第 22 条 (班と組の設置)

- (1) 本会は、各丁目単位に班・組を設けて活動します。
- (2) 班・組の編成は、班・組の要望に応じて変更できます。変更する場合は、別に定める「運営規定」に則ります。

第 23 条 (班長会議)

- (1) 班長会議は、町会の運営や事業を相談します。
 - ① 町会全体の班長会議
 - ② 各丁目別に行う班長会議の 2 種類です。
- (2) 会議は、次の場合に招集します。
 - ① 会長が必要と認めたとき。
 - ② 役員 3 分の 1 以上の要求があったとき。
- (3) 副会長が丁目の班長会議を開く場合は、副会長は会長に会議の目的を説明し、会長の承認を得て会議を行うことができます。副会長は、会議内容の報告を、翌月の役員会に文書で報告します。

第 24 条 (班長・副班長・組長・防災防犯委員の役割と選出)

- (1) 班長は、班を代表して副会長と連絡を取り、組長さんと相談し活動します。必要に応じて組長会議を開いてください。
- (2) 班長は任期 1 年をお願いしていますが再任できます。交代する場合は、「班内役員届」を町会事務所に提出してください。
- (3) 各班は、班長、副班長、組長、防災防犯委員 (班長兼務可) を決め、「班内役員届」を町会事務所に提出してください。班内で会計担当を決めている班は、報告書の記入欄に記してください。
- (4) 副班長は班長を補佐してください。
- (5) 防災防犯委員の仕事は、「丸山町会防災防犯に関する運営規程」にもとづいて、各丁目の副会長の指示のもとに、防災防犯活動を行います。
- (6) 班長、副班長、防災防犯委員が交代した時は、すみやかに「交代報告書」を町会事務所に提出してください。

第 25 条（会員による役員解任の手続き）

- （1）会長、会計、監事の解任および副会長、一般役員の解任を求める会員は、解任理由を記した自書式の書面（連名可）を会長あてに提出します。（書式は問いません）
- （2）受理した会長は、副会長 1 名を責任者とし、複数の調査委員を任命し、調査委員会をつくります。
- （3）調査委員会は、速やかに解任理由の調査を行い、調査の結果を会長、役員会に報告します。
- （4）解任の「可・否」を決定する役員会は、当該役員出席のもと役員の過半数の出席で成立し、解任を決める場合は三分の二以上の賛成を必要とします。
- （5）提出した会員には、役員会の決定結果を知らせます。
- （6）解任を決定した場合には、全会員にも知らせます。
- （7）調査期間中、当該役員は職務の執行はできません。
- （8）解任は、役員会で決定し、決定日をもって決まり、次の総会で報告します。

第 26 条（役員会による役員の解任）

- （1）役員が、役員としてふさわしくない行為があった時は、役員は個人の責任で会長宛に解任理由を記した書面を提出します。
- （2）会長は、副会長 1 名を責任者とし、複数の調査委員を任命し調査委員会を作ります。調査委員会は、速やかに調査を行い、会長に結果を報告します。
- （3）会長は、調査結果を役員会に報告します。解任する場合は、当該役員出席のもと、役員会は過半数の出席で成立し、解任には三分の二以上の賛成が必要です。
- （4）調査期間中、当該役員は職務の執行はできません。
- （5）解任は、決定日をもって決まり、次の総会で報告します。

第 27 条（役員の辞任・欠員）

任期途中で役員の辞任・欠員が生まれた場合は、それぞれの役員の選出規定に基づいて、次の対応をします。

- （1）会長の場合は、会則第 11 条 2 項に則ります。会計、監事の場合は、役員会がすみやかに後任者を決め、職務を遂行します。
- （2）会長、会計、監事の残任期間が 1 年を超える場合は、次の総会にむけて選出手続きを行います。
- （3）副会長の場合は、会長が招集する該当丁目の役員・班長会議で、副会長を決定します。
- （4）その他の役員は、当該部からの提案で、役員会で補充することができます。
- （5）後任役員の任期は、前任者の残任期間とします。

第 28 条（宿泊可能避難所運営への参加）

- （1）災害時に丸山町会は、船橋市から丸山小学校の担当と決められています。
- （2）町会の参加は、町会の『避難所運営マニュアル』に則ります。

第 29 条（防犯カメラの設置）

町会区域内に防犯カメラを設置してあります。防犯カメラの管理・運用は、別に定める「防犯カメラ設置および管理・運用要項」に則ります。

第 30 条（稟議書）

- （1）町会の決裁方法として、役員会決定によらないで処理できる事項について、会長を決裁者とした稟議書決裁を行います。
- （2）決裁状況は、役員会に報告します。
- （3）別途定める稟議書運営規定に則ります。

第 31 条（職員）

- （1）本会の事務を処理するため、事務職員を配置します。雇用にあたって、別に定める雇用契約を結びます。
- （2）事務職員は、町会が雇用者となります。その所属は総務部とし、部長の指示を受けて本会の職務に従事します。
- （3）事務職員は、職務上知り得た情報については守秘義務があります。

第 32 条（慶弔規定）

次に該当する場合は、町会として「お祝い金」「弔慰金」、「見舞金」、「弔電」を贈ります。

1) お祝い金

- （1）出産祝い金
 - （2）入学祝い金（小学校）
- 2) 弔慰金（本会会員が死亡した時）
 - 3) 弔電（本会役員・委員が在任中に死亡した時。元役員が死亡した時は会長の判断で贈ることができます）
 - 4) 見舞金（本会会員が、町会の管理する施設又は町会事業において負傷し、1 カ月以上入院または自宅治療を要した時）
 - 5) 役員退任記念品
 - 6) 申請手続きは、別途定める「慶弔規定」に則ります。

第 33 条（細則の改廃）

この細則の改廃は、役員会の審議を経て議決します。

第 34 条（その他の規定）

- （1）本会は、運営細則の規定のもとに、町会の事業、運営に必要な諸規定などを定めます。
- （2）慶弔規定、自治会館の利用規定、防災・防犯に関する規程などは、「広報まるやま」やホームページで会員の皆さんの必要な規定等はお知らせします。

第 35 条（会則等諸規則の解釈）

会則、その他の会則にもとづく諸規程、諸規則、総会や役員会の決議事項の解釈に疑問が生まれたときは、役員会がその解釈を決定します。

附則

本運営細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

運営細則一部追加、令和 3 年 2 月 14 日から施行する。

本運営細則は、令和 3 年 3 月 7 日から施行する。

本運営細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。